

豚熱ウイルス拡散防止のお願い

感染確認区域内で狩猟する場合は、以下の対策をお願いします

豚熱感染確認区域内で狩猟をする際は

- ①靴・衣類、器材、車両、手指などの消毒を実施してください。
- ②イノシシを捕獲した場合、そのイノシシ及び肉等は、原則、感染確認区域外へ持ち出さないでください。

豚熱感染確認区域：イノシシ陽性確認地点から半径10km圏内の区域
(R3年9月現在、珠洲市・輪島市の一部を除く県内のほぼ全域が含まれます)
⇒「感染確認区域」は、随時拡大する可能性があります。
最新情報は、左QRコードから県ホームページをご確認いただくか、
県自然環境課にお問い合わせください。
➢ 県自然環境課鳥獣グループ：076-225-1477



① 消毒の実施

○イノシシを捕獲しなかった場合でも、靴・衣類、器材、車両、手指などの消毒をしてください。

靴・衣類 の消毒

【靴・衣類】

- ・ブラシで土や汚れを落とし、消毒液を吹きかける。
- ・現地で靴・衣類を替え、ビニール袋などで密封して持ち帰り、よく洗う。



靴底は移動の都度こまめに消毒

器材 の消毒

【わな】

- ・現地でブラシなどで土や汚れを落とし、消毒液を吹きかける。
- ・次に使用する前に、水でよく洗う。

【銃】

- ・アルコールで湿らした紙タオル等で拭く。

【その他器材】

- ・スコップ、ブラシ、ナイフ等は、土や汚れをよく落とし、消毒液または消毒用アルコールを吹きかける。

車両(タイヤ、荷台、足マットなど) の消毒

- ・現地でブラシなどで土や汚れを落とし、消毒液を吹きかける。
- ※特にタイヤなど足回り部分は、入念に消毒する。

タイヤの消毒ポイント



手や指 の消毒

- ・消毒用アルコールを吹きかけ、手全体にすりこむ。



廃棄物 の処理

- ・狩猟中にでたゴミは、ゴミ袋に入れて密封し、袋の口と外側に消毒液を吹きかける。
- ・各自治体のルールに従い、適切に処理する。

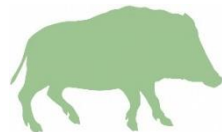
② イノシシ捕獲時の対応

○感染確認区域内で捕獲したイノシシ及びその肉等※について

※肉、内臓、血液、毛皮など

- ①感染確認区域外へ持ち出さないでください。
- ②自家消費は可能ですが、市場への流通や、他人への譲渡は行わないでください。
- ③ただし、サーベイランスで豚熱陰性を確認したイノシシに限り、**豚熱ウイルスの拡散防止策を徹底した上で、ジビエ利用が可能**となりました。ジビエ利用を希望する場合は、事前に獣肉処理施設にお問い合わせください。

○捕獲地点や埋設場所を適切に消毒してください。

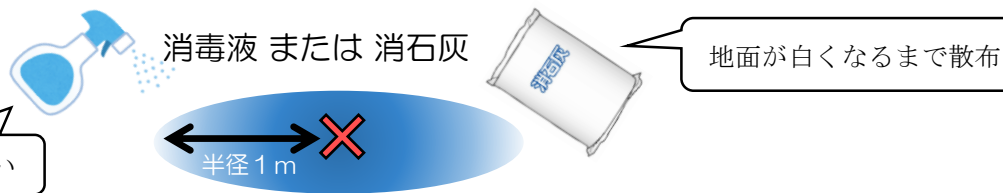


感染確認区域内で、肉等を持ち帰る場合の注意

- ・肉等は、密封容器（ジップロック、タッパー等）で持ち帰る。
- ・密封後に容器の外側に消毒用アルコール（食品用）をスプレーし、漏れないようにビニール袋で二重にする。
- ・使用後の容器は、洗浄・消毒してから廃棄する。
- ・肉等の残渣は、中心部まで加熱してから捨てる。（冷凍したものも同様）

捕獲地点や埋設場所の消毒

- ・解体は、原則として現場で行う。
- ・止めさした地点の半径1m、埋設地点、血液や糞尿等が付いた場所を、消毒液または消石灰により消毒する。
- ・イノシシの死体及び残渣は、露出しないよう適切に埋設する。



消毒などに必要な道具

- ブラシ ※ホームセンターや薬局等で購入できます。
- 噴霧器
- 消毒液（逆性石鹼）※商品名（例）アストップ、パコマ、オスバン、ロンテクトなど
- 消毒用アルコール
- 消毒用アルコール（食品用）
- 消石灰
- 密封容器（ジップロック、タッパー等）、ブルーシート

豚・イノシシとの接触について

○養豚場への立ち入り禁止

感染確認区域内で狩猟を行った方は、当面の間、養豚場に立ち入らないでください。

～みなさまのご理解、ご協力をお願いします～